

平成30年7月豪雨の状況と 今後の対応について

令和元年5月13日
東城地域市政懇談会

本日の説明事項

1. 平成30年7月豪雨の被災状況及び復旧工事の進め方
2. 避難情報の発令
3. 避難所の指定
4. 第1開設避難所の開設と運営

市政懇談会で見直しの概要などを説明



庄原市防災会議で決定

(1) 被災状況

①人的被害 0人

②住家被害 309件

(平成31年3月1日現在)

内訳	全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	合計
全体	2	2	21	34	56	194	309
東城 地域	2	1	16	13	45	99	176

③公共土木施設 (※) 及び農地・農業用施設の被害 ・地域別被害件数

地域	公共土木施設	農地・農業用施設	合計
庄原	59	365	424
西城	119	90	209
東城	216	447	663
口和	14	33	47
高野	15	23	38
比和	17	23	40
総領	25	13	38
合計	465	994	1,459
備考	平成31年2月1日現在	平成31年1月11日現在	

※市が管理する道路、普通河川及び下水道施設

・ 公共土木施設の被害金額（平成31年2月1日現在）

（単位：千円）

内訳		道路	河川	下水	合計
金額	全域	1,821,077	2,824,572	17,820	4,663,469
	東城地域	872,887	1,301,574	17,820	2,192,281

・ 農地・農業用施設の被害金額（平成31年1月11日現在）

（単位：千円）

内訳		農地	施設	合計
金額	全域	1,480,126	2,755,820	4,235,946
	東城地域	893,917	1,176,289	2,070,206

・ 県内の状況 （被害件数が多い市町）

NO	市町名	被害件数	金額（百万円）
1	東広島市	1,560	11,040
2	庄原市	1,459	8,899
3	三原市	941	7,065
4	三次市	830	4,253
5	呉市	772	7,086
県内市町合計 (広島市除く)		7,841	56,798

※公共土木施設災害件数、査定額及び農地・農業用施設災害の合計値は広島県資料。農地・農業用施設災害の各市件数、金額は聞き取りによる数値。

④農産物の被害

	水稻			園芸			合計		
	面積 (a)	戸数(戸)	被害額 (千円)	面積 (a)	戸数(戸)	被害額 (千円)	面積 (a)	戸数(戸)	被害額 (千円)
全体	4,634.0	146	5,000	664.5	23	31,207	5,298.5	169	36,207
東城地域	2,250.0	46	2,850	529.0	4	20,677	2,779.0	50	23,527



⑤義援金（平成31年2月末現在）

- 本市独自の義援金 311件 23,388千円
（受付期間 平成30年7月13日～平成30年12月28日）
- 県から配分された義援金 66,470千円
- 住家被害の程度に応じて被災世帯に支給



(2) 復旧工事の進め方

①基本的な考え方

○被災された住民の皆様の安全・安心が一日でも早く取り戻せるよう、また営農意欲の減退につながらないように、できるだけ早期の工事発注に努めてまいります。

②復旧目標

○発災から3ヶ年度(令和2年度)での復旧を目標

③公共土木施設の復旧スケジュール（東城地域216件）

（市が管理する道路・河川）

○通行止めの道路、1級・2級市道、2次被害の高い河川など、重要度の高い箇所からの発注を基本

○平成30年度末現在 71件を発注済

○令和元年度末までに全体の約8割の工事発注を目標

④農地・農業用施設の復旧スケジュール(東城地域447件)

○国への申請について

- ・ 被害件数が多いため、全体の約7割を現地の測量などを省略した簡素な手法で国に申請
- ・ 簡素化での申請は、計447件 うち 401件
- ・ 簡素化した箇所については

再度測量設計を実施 ⇒ 国の承認 ⇒ 工事発注

○簡素化でない通常の箇所は、測量設計や国の承認が不要
なため、早期復旧の観点から準備が整い次第発注

○簡素化での申請箇所は、防災上重要なため池・受益者の
多い水路・井堰など関係者の多い箇所からの発注を基本

○令和元年度末までに全体の約7割の工事発注を目標

○施設の損傷度合いが比較的少なく、作付けが可能な次のような箇所は令和2年度の工事発注を予定

- ・ 応急工事が完了している箇所
- ・ 仮畦畔などをして作付けが可能な農地
- ・ 仮パイプ等で通水可能な水路
- ・ 迂回路がある農道 等

2.避難情報の発令

(1) 避難の目的

危険が予想される場所から、安全と考えられる場所へ移動し、生命を守ること

(2) 対象の自然災害

大雨、洪水及び台風



(3) 気象に関する情報

気象台が発表する主な気象情報等

- 大雨注意報、洪水注意報、強風注意報
↓
- 大雨警報、洪水警報、暴風警報
↓
- 土砂災害警戒情報
↓
- 大雨特別警報



(4) 避難情報と発令基準

避難情報は、災害対策基本法の規定により、市長が市民に避難行動を要請するため発令する情報です。

■ 避難情報の種類



■ 避難情報の発令基準は庄原市地域防災計画で定めています。

■住民に求める行動

区分	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none">▪ 一般住民の避難準備 (家族等との連絡、非常用持ち出し品の確認等) 及び自発的な避難 (避難所への移動)▪ 避難行動に時間を要する要配慮者と支援者の避難
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">▪ 速やかな避難 (避難所への移動)、避難が危険な場合は屋内での安全確保等
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none">▪ 緊急的な避難 (避難所への移動)、避難が危険な場合は屋内での安全確保等

(5) 現状と課題

- ・ 発令基準として、**河川水位に応じた水害の基準と降雨量に応じた土砂災害の基準**があります。
- ・ 河川の増水時に、川沿いを通行し、橋を渡って避難所へ移動する必要がある地域も少なくありません。
- ・ 7月豪雨では、他市町において、**避難行動の遅れ**から、土石流などによる人身被害も報告されています。

■見直し方針（案）

- ・ **水害の基準、土砂災害の基準ともに発令基準を引き下げ、早めの避難行動を要請します。**

■ 河川水位に応じた発令基準（見直し）



基準水位	現行 	見直し(案)	備考
越水開始水位	避難指示(緊急)		
氾濫危険水位	避難勧告	避難指示(緊急)	
避難判断水位	避難準備	避難勧告	
氾濫注意水位		避難準備	
水防団待機水位			避難所開設準備

■河川の水位に応じた発令基準（見直し）

（水位観測所が設置され、発令基準を設定している4河川）

	【避難準備】	【避難勧告】	【避難指示】
西城川（西城）	2.95m⇒1.80m	3.65m⇒2.95m	4.52m⇒3.65m
西城川（高）	2.30m⇒1.10m	2.60m⇒2.30m	2.96m⇒2.60m
西城川（石丸）	4.15m⇒2.65m	4.85m⇒4.15m	5.75m⇒4.85m
比和川（比和）	1.45m⇒1.35m	1.70m⇒1.45m	1.94m⇒1.70m
成羽川（東城）	3.75m⇒3.20m	4.00m⇒3.75m	4.33m⇒4.00m
戸郷川（戸郷）	1.60m⇒1.60m	2.10m⇒1.60m	2.62m⇒2.10m

※参考 過去3年間で見直し後の避難準備の発令基準に達した合計回数

水位観測所	西城川 （西城）	西城川 （高）	西城川 （石丸）	比和川 （比和）	成羽川 （東城）	戸郷川 （戸郷）
回数	3	4	2	2	2	1

○基準水位の表示（成羽川）



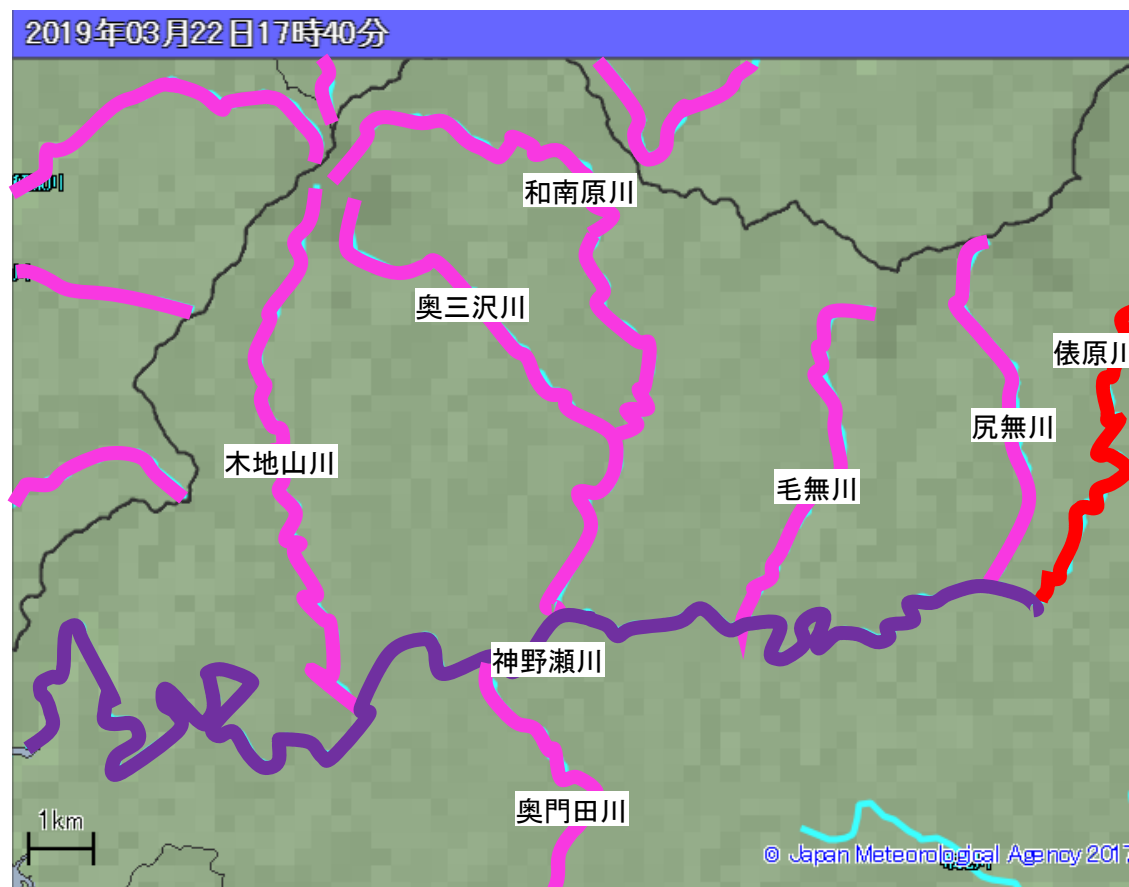
■ 水位観測所や発令基準がない一級河川

洪水警報の危険度分布に応じて発令します（新規の取り扱い）

○ 洪水警報の危険度分布とは

- ・ 雨量予測に応じて危険度を5段階で色分け表示
- ・ 気象庁のホームページで確認できます。

洪水警報の危険度分布



○危険度分布に応じた発令基準（案）

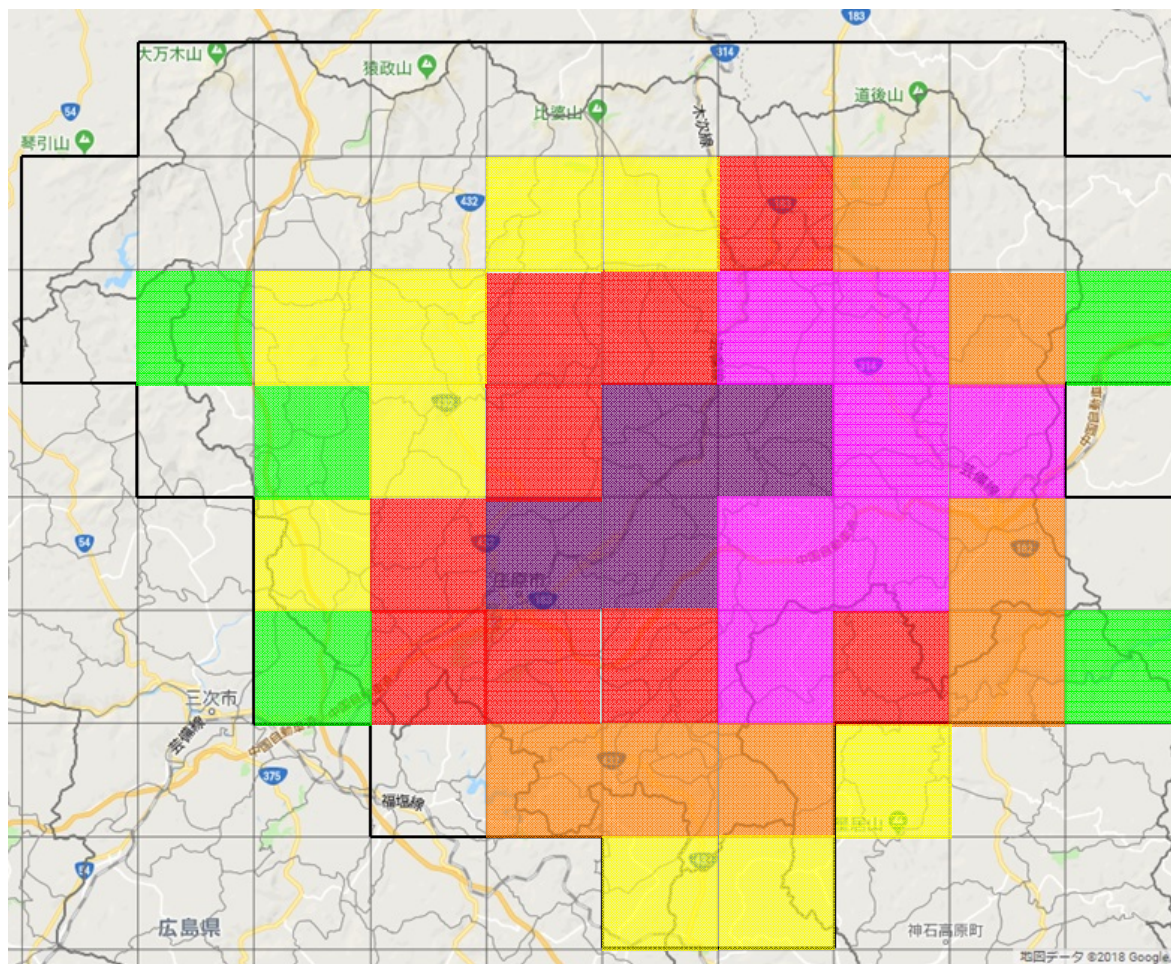
色	意味	内容	避難情報（案）
濃い紫	極めて危険	すでに重大な洪水害が発生しているおそれが高い極めて危険な状況	
薄い紫	非常に危険	重大な洪水害が発生するおそれが高い状況	【避難指示】
赤	警戒	重大な洪水害が発生するおそれがある状況	【避難勧告】
黄	注意	軽微な洪水害が発生するおそれがある状況	【避難準備】
薄い青	—	普段と同じ状況	

■土砂災害危険度情報に応じた発令基準（見直し）

○土砂災害危険度情報とは

- ・大雨による土砂災害発生の危険度を予測した情報
- ・5 km四方の区域ごとに6段階で色分け表示
- ・NHKのデータ放送や広島県の防災ホームページで確認できます

広島県土砂災害危険度情報



○土砂災害危険度情報に応じた発令基準（案）

色	内容	現在の 避難情報	見直し(案)
濃い紫	現在の降雨指数が土砂災害警戒情報の発表基準を超過した状態	【避難指示】	
薄い紫	降雨指数が「今後1時間以内に土砂災害警戒情報の発表基準を超過する」と予測される状態	【避難勧告】	【避難指示】
赤	降雨指数が「今後2時間以内に土砂災害警戒情報の発表基準を超過する」と予測される状態		【避難勧告】
橙	降雨指数が「今後3時間以内に土砂災害警戒情報の発表基準を超過する」と予測される状態	【避難準備】	
黄	現在から2時間先までの予測降雨指数が、大雨警報(土砂災害)の発表基準値を超過した状態		【避難準備】
薄緑	現在から2時間先までの予測降雨指数が、大雨注意報の発表基準値を超過した状態		

■避難情報の発令

- ・ 実際の発令は、発令基準だけでなく、降雨量予測、気象情報などから市長が**総合的に判断**します。
- ・ **全域**のほか、**地域を限定**して発令する場合があります。

■避難情報の周知、伝達

○次の方法によりお知らせします。

- ・ 住民告知放送
- ・ テレビ放送（NHKのデータ放送）
- ・ エリアメール
- ・ インターネット（市のホームページ）
- ・ 消防団による広報 など



pixta.jp - 35906297

3.避難所の指定

(1) 現状と課題

- 現在、緊急的に避難する244施設と、一定期間滞在する57施設を避難所に指定しています。
- 現在の避難所の中には、土砂災害や洪水の危険区域内に所在する施設が含まれています。

■見直し方針（案）

- 危険な区域内に所在する施設等は避難所から除きます。
（合計133施設）

(2) 土砂災害の危険区域 (土砂災害防止法)

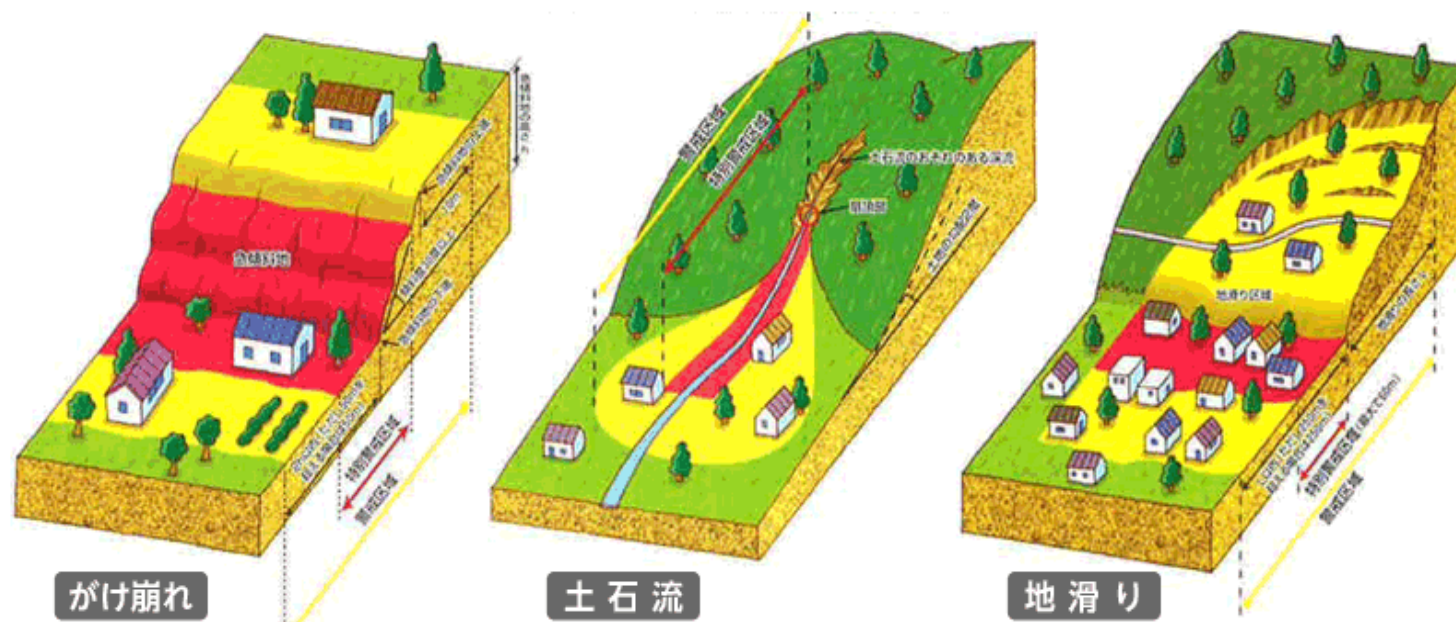
降雨などにより**土砂災害のおそれがある区域**

広島県が調査、指定します。

- ・ 危険な区域は**土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)**
- ・ そのうち特に危険な区域は**土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)**

- ・ 広島県の防災
ホームページで
確認できます

土砂災害ポータル



(3) 洪水の危険区域（水防法）

最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に**浸水する区域**

次の河川の対象区域は、広島県が調査、公表します。

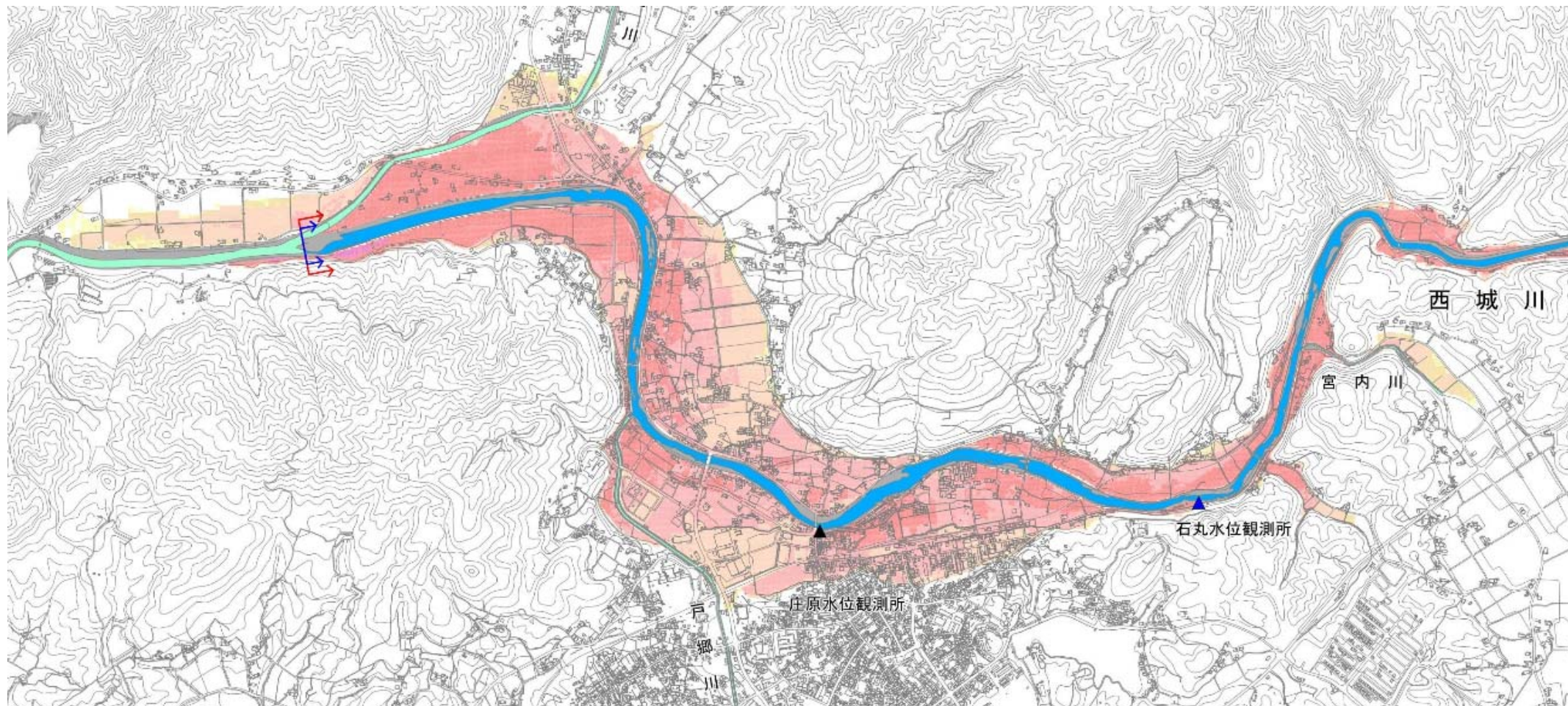
- ・ 西城川（西城・庄原） H30公表済
- ・ 戸郷川（庄原） H30公表済
- ・ 成羽川（東城） H31公表予定
- ・ 比和川（比和） H31公表予定

- ・ 広島県の防災ホームページで
確認できます

洪水ポータル



■洪水浸水想定区域図（西城川 庄原）



(4) 避難所の見直し

①指定から除く施設の基準

- ・危険区域内に所在する次のいずれかに該当する施設

- ◆土砂災害警戒区域内にある木造の施設

- ◆最大浸水想定3.0m以上の区域内にある施設

- ◆最大浸水想定3.0m未満の区域内にある平屋の施設

計119施設 うち東城地域24施設

(詳細は資料2-1)

- ・その他避難所に適さないと判断される施設

計14施設 うち東城地域1施設

(詳細は資料2-2)



②指定施設



■指定避難所

- 一定期間の避難に対応できる市の公の施設など
計54施設 うち東城地域は14施設（詳細は資料2-3）
- このうち、緊急的な避難にも対応し、市が最初に開設する避難所を「**第1開設避難所**」として開設します。
第1開設避難所は、原則、自治振興区の区域内に1箇所
(高野地域は1施設)
計21施設 うち東城地域は7施設

○第1開設避難所（東城地域）

	施設の名称	施設管理者	土砂	洪水
1	小奴可自治振興センター	小奴可の里自治振興区	○	○
2	八幡自治振興センター	八幡自治振興区	○	○
3	田森自治振興センター	田森自治振興区	△（強固な施設）	○
4	東城中学校	庄原市教育委員会	○	○
5	久代自治振興センター	久代自治振興区	△（強固な施設）	○
6	三坂南集会所	自治振興区三坂南支部	○	○
7	帝釈自治振興センター	帝釈自治振興区	△（強固な施設）	○

※ △は、危険区域内に所在していますが、指定可能と判断される施設

- ・ 現在、成羽川の洪水危険区域調査が行われています。

結果の公表は、本年度中ですが、東城自治振興センターは浸水区域内となる見込みで、平屋の施設であることから、東城中学校を第1開設避難所とします。

■地域避難所（指定緊急避難場所）

- ・ **地域の集会所**や市と協定を締結している民間施設など

第1開設避難所を補完する緊急避難場所として、これまでと同様に、施設管理者（自治会や常会）の判断に基づき、自主的な開設と運営をお願いします。

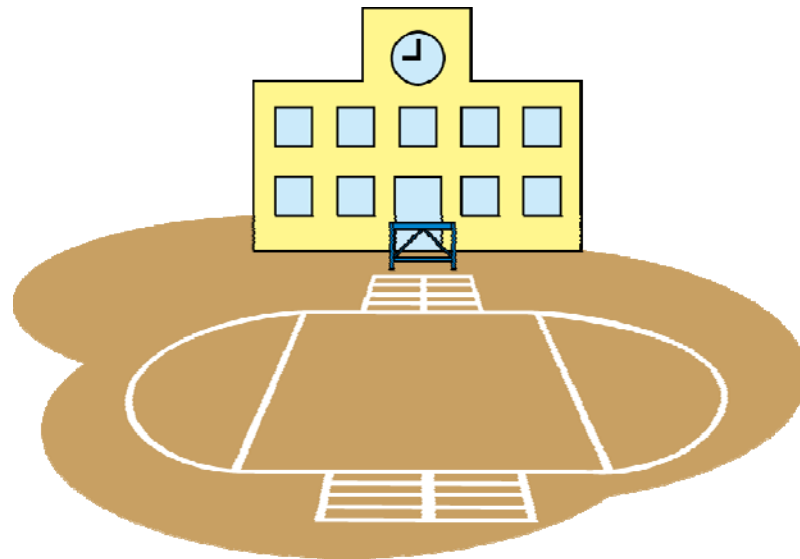
計106施設 うち**東城地域は20施設**

（詳細は資料2-4・2-5・2-6）



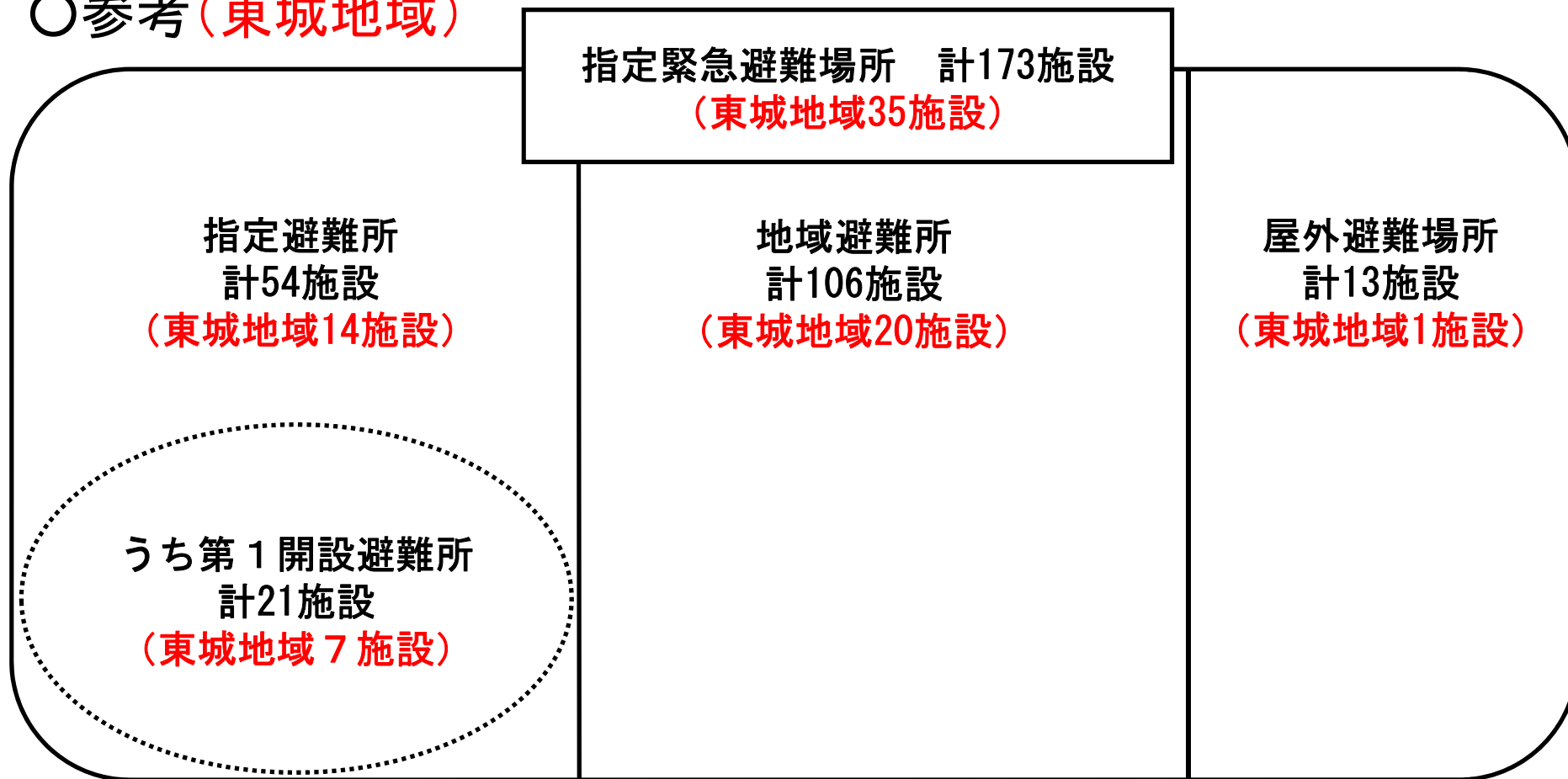
■屋外避難場所

- ・ 駐車場やグラウンドなどの屋外の避難場所（各地域に1箇所以上）
計13施設 うち東城地域は1施設（詳細は資料2-7）



③見直し後の避難所の区分

○参考(東城地域)



④避難所の追加指定

- ・見直しにより、集会施設や公共施設の避難所が減少



- ・今後、民間施設等の避難所指定について地域や事業所と協議



- ・協議が整った場合は、協定を締結し、避難所として指定

4.第1開設避難所の開設と運営

(1) 現状と課題

- ・ 第1開設避難所は市が最初に開設する避難所で、21施設あります。
- ・ その多くは自治振興センターで、施設管理者に開錠を依頼するとともに、原則、市職員2名を配置しています。
- ・ 市職員配置後の開設としているため、急な大雨などの場合は、開設の遅れが懸念されます。
- ・ 長時間の避難時には、市職員の交代要員が不足する場合があります。

■見直し方針（案）

- ・ 施設管理者との協議・調整により、合意が得られた施設については「避難所運営協定(仮称)」を締結し、市と施設管理者との相互協力・連携による運営体制にしたいと考えています。

(2) 協定内容 (案)

○開館時間帯(平日の日中ほか)

- ・ 施設管理者に避難所を開設する旨を連絡し、すみやかに市職員(1名)を配置するとともに、施設管理者と市職員により運営します。

○休館時間帯(夜間を含む)

- ・ 市職員の到着前であっても、市からの依頼・連絡に基づき、施設管理者が開設(開錠)し、施設管理者と市職員(1名)により運営します。

○市職員の配置

- ・ 配置する市職員は1名としますが、避難者が多くなった場合や施設管理者が不在のときは、2名体制に移行します。

○経費の負担

- ・ 開設経費の一部を市が負担します。

(3) 備蓄品の保管 (案)

- ・ 第1開設避難所の施設内に、毛布や水、食料品などをあらかじめ備蓄
ただし、施設内に収納スペースが確保できない場合は計画的に備蓄倉庫を整備

(4) 避難所運営マニュアル (案)

第1 開設避難所の開設から運営、閉鎖までの手順を示したものの

- ・ 今後、施設管理者（自治振興区ほか）にマニュアルの内容を説明



- ・ 避難所運営協定（仮称）を締結した施設については、マニュアルに沿った協議、調整



pixta.jp - 23787354



■マニュアルの概要

○準備段階

- ・市と施設管理者の役割分担の調整
- ・避難スペースのレイアウト作成
- ・開錠担当者の調整
- ・受付準備物の確認など

○運営段階

- ・避難所の開錠
- ・受付の設置
- ・避難者の受付
- ・避難スペースへの誘導
- ・避難所の運営（定時連絡、避難者及び要配慮者への対応、水、食料、物資等の配給）

